

令和3年3月14日
長野県司法書士会

事業報告書

1. 相談会名

「昔の借金電話相談会」

2. 開催日時

令和3年3月6日（土） 10:00～16:00

3. 開催趣旨

金銭について内容証明などによる請求や支払督促、訴状などを受け取った場合、「借りているので支払うしかないのでは」「時間がないから」「裁判所が遠い」などの理由や、債権が譲渡された旨の債権回収会社などからの通知を受けたときに、「このような借金はした覚えがない」「知らないから放っておこう」などの理由から放置してしまい、相手方から裁判手続きがとられた結果、強制執行によって給与などの差押をされることとなって、はじめて慌てる方も少なくありません。

これらの請求の中には、消滅時効によって支払う必要のない請求や、裁判で対応することによって、強制執行などの事態を回避できる可能性があるものなども含まれると考えられることから、当会では、何らかの金銭請求を受けてお困りの方々のご相談をお受けするため、標記の相談会を実施いたしました。

本相談会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、面談での相談は実施せず、電話での相談のみとしました。また、法テラスに後援いただくとともに、要件を満たす場合には法テラスの電話等法律相談援助及び被災者法律相談援助が利用できるものとしてしました。

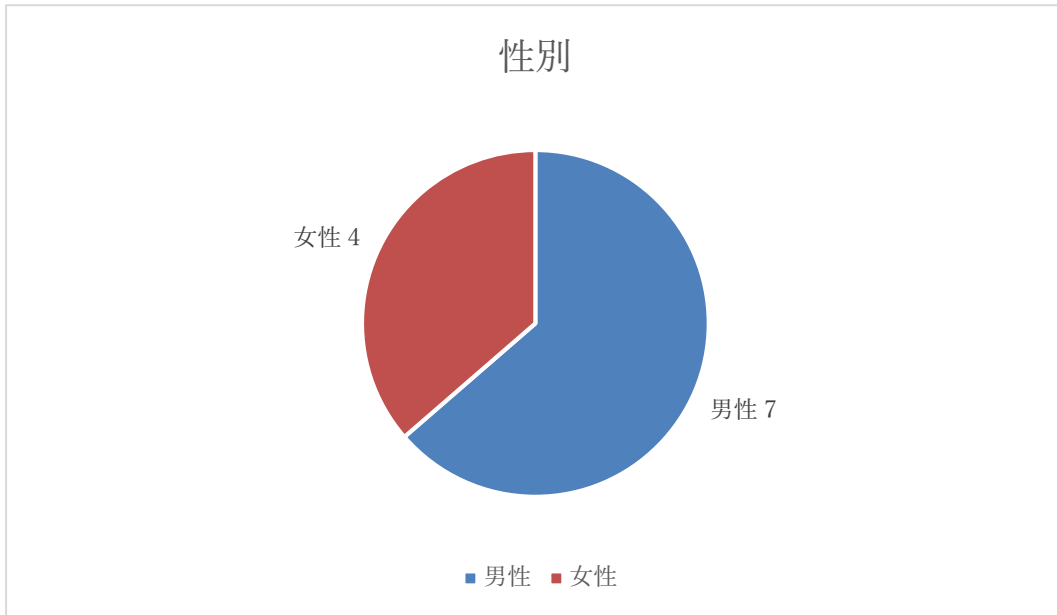
4. 相談件数

合計 11件

内訳

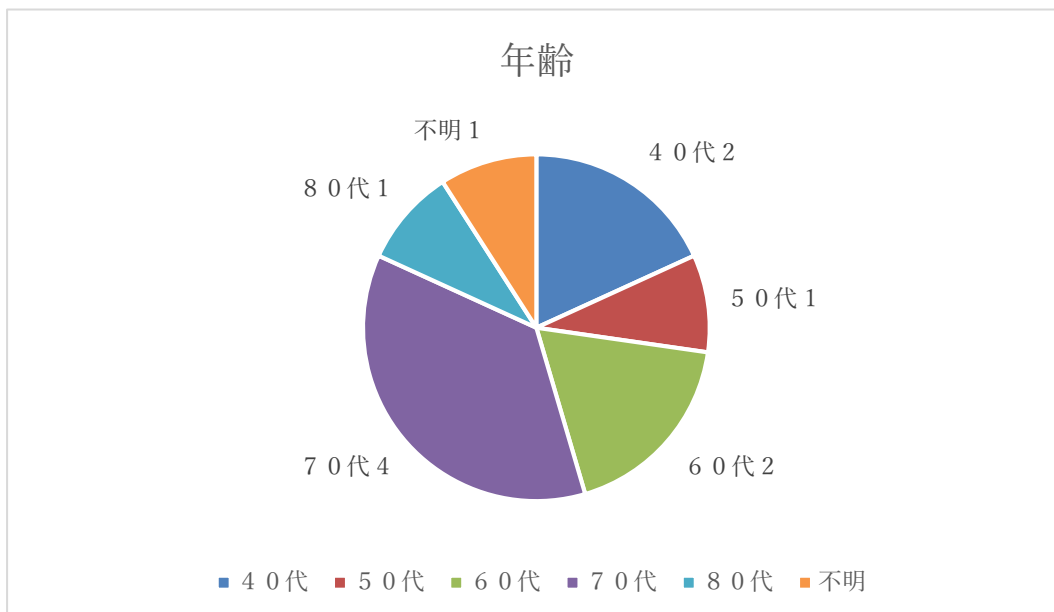
(1) 性別

男性 7名 女性 4名



(2) 年齢

40代 2名 50代 1名 60代 4名
70代 1名 80代 1名 不明 1名

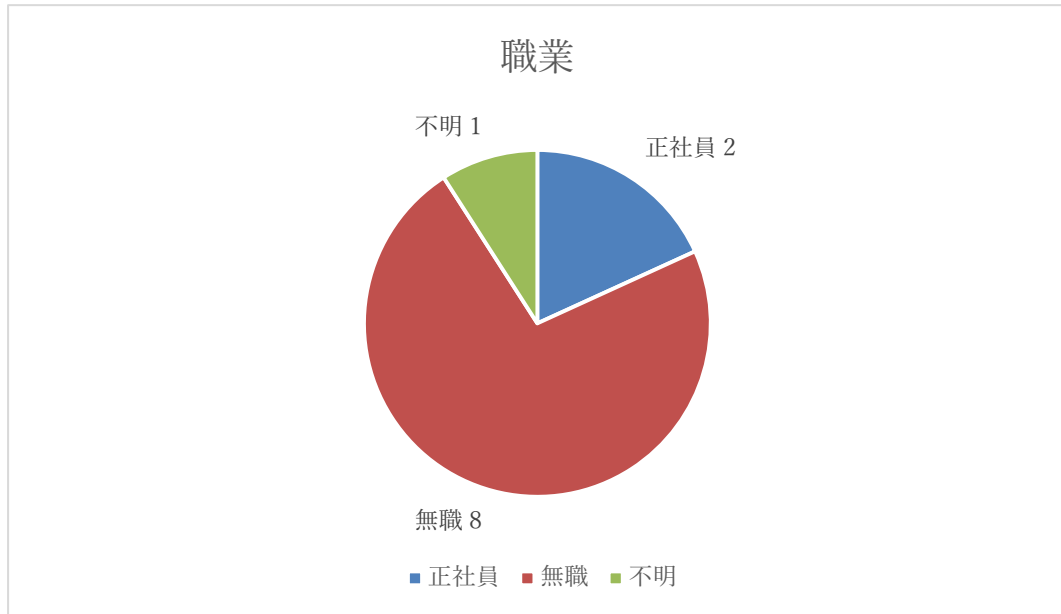


(3) 職業

正社員 2名

無職 8名

不明 1名



5. 主な相談内容

- 銀行からの借入れについて、新型コロナウイルスの影響で収入がなく、返済ができていない。一括での弁済を求められてしまった。
- 友人に貸したお金が返ってこない。請求の方法と消滅時効について。
- 亡父の負債について、最近になって債権者からの通知が来た。相続放棄ができるのか。
- 以前に借金の滞納があったが、クレジットカードを作ることはできるのか。

6. 実施した感想・コメント・今後の対応

今回は11件のご相談をお受けしました（ただし、そのうち2件は借金とは関係のない内容のご相談でした）。新型コロナウイルスの影響を受け切迫した内容のご相談がありましたが、このような内容は時世を反映しているとともに、現在同じように苦しい状況にある方が多数いることが改めて推測されます。

また、自分自身の借金についてではなく、家族が借入れをしていたことに関連するご相談も多く寄せられました。保証人になっているパターンや、借入れをした本人が亡くなり、その相続人になっているパターンがあり、どれも適切な対処が求められるものです。今回のような相談会は、一般の方が借金の問題に関して

適切な対処方法を知ることの一助となる機会であり、今後も同種の相談会を企画していく予定です。

前年度の相談会に続き、今回も法テラスの民事法律扶助制度（電話等法律相談援助及び被災者法律相談援助）を利用できる相談会としました。今回は、1件のご相談が実際の利用につながりました。法テラスとの連携について、今後も積極的に検討していきます。